

組 合 公 報

平 成 2 3 年 2 月 2 5 日
富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3
富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

目 次

公告第 1 2 号	平成 2 2 年度第 1 次変更事業計画及び予算について …	1
公告第 1 3 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について …	2
公告第 1 4 号	平成 2 3 年度事業計画及び予算について ……………	9

○公告第12号

平成22年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成22年度第1次変更事業計画及び予算については、平成23年2月24日開催の第138回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

平成23年2月25日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

○公告第13号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、平成23年2月24日開催の第138回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成23年2月25日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

現 行	変 更 後	備 考
第1条～第34条 (略) (附加給付) 第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。 (1) 家族療養費附加金 (1)の2 家族訪問看護療養費附加金 <u>(2) 出産費附加金</u> <u>(3) 家族出産費附加金</u> (4) 削除 (5) 埋葬料附加金 (6) 家族埋葬料附加金 (7) 災害見舞金附加金 2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。 第36条～第36条の2 (略) <u>(出産費附加金及び家族出産費附加金)</u> 第37条 <u>出産費附加金及び家族出産費附加金は組合員が法第63条第1項及び同条第3項の規定に基づき出産費又は家族出産費を受けることができるときに、これに附加して支給する。</u> <u>2 出産費附加金及び家族出産費附加金は、1件について20,000円とする。</u> 第38条～第42条 (略)	第1条～第34条 (略) (附加給付) 第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。 (1) 家族療養費附加金 (1)の2 家族訪問看護療養費附加金 <u>(2) 削除</u> <u>(3) 削除</u> (4) 削除 (5) 埋葬料附加金 (6) 家族埋葬料附加金 (7) 災害見舞金附加金 2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。 第36条～第36条の2 (略) 第37条 <u>削除</u> 第38条～第42条 (略)	出産費及び家族出産費が原則42万円に恒久化されること等による同附加金の廃止 同上

現 行							変 更 後							備 考																																																																																																																					
(掛金及び負担金の額)							(掛金及び負担金の額)							長期組合員等の 育児・介護休 業手当金に係る 掛金・負担金率 の引き下げ。																																																																																																																					
第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料(運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。)及び期末手当等(運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。)の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。							第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料(運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。)及び期末手当等(運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。)の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。																																																																																																																												
(1) 給料の額に乘じる数値							(1) 給料の額に乘じる数値																																																																																																																												
<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料と掛金との割合</th><th colspan="3">給料と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>41.875</td><td>5.125</td><td>2.125</td><td>41.875</td><td>5.125</td><td>2.125</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>2.45</td><td></td><td></td><td>2.45</td><td></td><td></td></tr></table>							組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合				短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	41.875	5.125	2.125	41.875	5.125	2.125	長期組合員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	2.45			2.45			<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料と掛金との割合</th><th colspan="3">給料と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>41.875</td><td>5.125</td><td>2.125</td><td>41.875</td><td>5.125</td><td>2.125</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>2.20</td><td></td><td></td><td>2.20</td><td></td><td></td></tr></table>							組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	41.875	5.125	2.125	41.875	5.125	2.125	長期組合員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	2.20			2.20	
組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合																																																																																																																															
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																													
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																														
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																													
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																													
特定消防組合員	41.875	5.125	2.125	41.875	5.125	2.125																																																																																																																													
長期組合員	1,000分			1,000分																																																																																																																															
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																													
特定消防長期組合員	2.45			2.45																																																																																																																															
組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合																																																																																																																															
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																													
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																														
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																													
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																													
特定消防組合員	41.875	5.125	2.125	41.875	5.125	2.125																																																																																																																													
長期組合員	1,000分			1,000分																																																																																																																															
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																													
特定消防長期組合員	2.20			2.20																																																																																																																															
(2) 期末手当等の額に乘じる数値							(2) 期末手当等の額に乘じる数値																																																																																																																												
<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>1.96</td><td></td><td></td><td>1.96</td><td></td><td></td></tr></table>							組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7	長期組合員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	1.96			1.96			<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>1.76</td><td></td><td></td><td>1.76</td><td></td><td></td></tr></table>							組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7	長期組合員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	1.76			1.76		
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合																																																																																																																															
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																													
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																														
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																													
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																													
特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7																																																																																																																													
長期組合員	1,000分			1,000分																																																																																																																															
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																													
特定消防長期組合員	1.96			1.96																																																																																																																															
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合																																																																																																																															
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																													
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																														
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																													
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																													
特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7																																																																																																																													
長期組合員	1,000分			1,000分																																																																																																																															
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																													
特定消防長期組合員	1.76			1.76																																																																																																																															
2 (略)							2 (略)																																																																																																																												

現 行	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第43条の2～第44条（略） （資金の繰入れ） 第45条 平成22年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,885円</u>とする。 第46条～第50条（略） 附 則 1 （略） 2 組合員のうち施行令第18条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第43条第1項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td><u>1,000分</u></td><td></td><td></td><td><u>1,000分</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td><u>1.96</u></td><td></td><td></td><td><u>1.96</u></td><td></td><td></td></tr></table> 3～13 （略）	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7	長期組合員	<u>1,000分</u>			<u>1,000分</u>			市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—	特定消防長期組合員	<u>1.96</u>			<u>1.96</u>			第43条の2～第44条（略） （資金の繰入れ） 第45条 平成23年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,890円</u>とする。 第46条～第50条（略） 附 則 1 （略） 2 組合員のうち施行令第18条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第43条第1項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td><td>33.5</td><td>4.1</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長期組合員</td><td><u>1,000分</u></td><td></td><td></td><td><u>1,000分</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td><td><u>の</u></td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td><u>1.76</u></td><td></td><td></td><td><u>1.76</u></td><td></td><td></td></tr></table> 3～13 （略）	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7	長期組合員	<u>1,000分</u>			<u>1,000分</u>			市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—	特定消防長期組合員	<u>1.76</u>			<u>1.76</u>			平成23年度における短期経理から業務経理へ繰り入れられる事務費の限度額の変更（+5円） 長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引き下げ。
組合員の種別		給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7																																																																																																																		
長期組合員	<u>1,000分</u>			<u>1,000分</u>																																																																																																																				
市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—																																																																																																																		
特定消防長期組合員	<u>1.96</u>			<u>1.96</u>																																																																																																																				
組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	33.5	4.1	1.7	33.5	4.1	1.7																																																																																																																		
長期組合員	<u>1,000分</u>			<u>1,000分</u>																																																																																																																				
市町村長長期組合員	<u>の</u>	—	—	<u>の</u>	—	—																																																																																																																		
特定消防長期組合員	<u>1.76</u>			<u>1.76</u>																																																																																																																				

現 行	変 更 後	備 考
14 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、第37条の規定は、これを適用しない。 (別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、高岡市水道局、新川広域圏事務組合、<u>白倉小学校組合</u>、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、富山地域衛生組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、新川育成牧場組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険組合_____	(削除) (別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、高岡市水道局、新川広域圏事務組合_____、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、富山地域衛生組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、新川育成牧場組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、<u>新川地域介護保険組合、砺波地域消防組合</u>	出産費附加金等の廃止に伴う支給停止措置の削除 一部事務組合の設置及び解散に伴う別表の整備

理 由 書

- 定款第 35 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号、第 37 条及び附則第 14 項の変更に
ついて

現在、出産費及び家族出産費に係る法定給付については、特例により原則 42 万円とされていることから、同附加金（1 件 2 万円）については、その特例期間中は支給停止とされている。この度、法定給付の原則 42 万円の措置が恒久化される見込みであること及び当組合における短期給付財政が厳しい状況にあることから、同附加金について廃止するための変更を行うもの。

- 定款第 43 条及び附則第 2 項の表の変更に
ついて

平成 22 年 12 月 27 日付け市町村連合会通知により長期組合員、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員の育児・介護休業手当金の拠出金率に係る掛金・負担金率が、給料に対する率については 1,000 分の 0.25、期末手当等に対する率については 1,000 分の 0.2 引き下げられたことに伴う変更を行うもの。

- 定款第 45 条の変更に
ついて

平成 23 年 1 月 31 日付け総務省福利課通知に基づき、平成 23 年度における地方公務員共済組合の事務に要する地方公共団体の負担金等について、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定による短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額を組合員 1 人当たり年額 5 円引き上げ 1,890 円とするための変更を行うもの。

- 定款別表の変更に
ついて

白倉小学校組合が平成 17 年 3 月 31 日をもって解散されたこと及び本年 4 月 1 日から砺波市、小矢部市、南砺市の消防事務を共同で処理する砺波地域消防組合が設置されたことに伴う別表の変更を行うもの。

○公告第14号

平成23年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成23年度事業計画及び予算については、平成23年2月24日開催の第138回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

平成23年2月25日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋 正 樹